

令和6年度 加盟団体事業助成事業 実施要項

- 1 目 的 高岡市スポーツ協会の加盟団体の事業に対し助成を行うことにより、本市のスポーツの振興を図るとともに、ジュニア層の普及・育成並びに競技力向上と指導者の養成・育成を図ることを目的とする。
- 2 事業主体 加 盟 団 体
- 3 共 催 (公財)高岡市スポーツ協会
- 4 期 間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 助成対象 (1) 部活動の地域移行クラブ等（中学生対象）の定期的活動を重点対象とする。（概ね3～5年間の継続事業として実施するもの）
※定期的活動とは、年間6回以上とする。
(2) ジュニア（小・中・高校生）を対象とするスポーツ教室・講習会・大会
(3) 指導者を対象とする講演会・講習会（招聘事業）
(4) その他必要と認めるもの
※ 各競技団体が主催する、一般・成年（登録会員）を対象とする競技大会は、対象外とする。
- 6 助 成 額 (公財) 高岡市スポーツ協会の「加盟団体事業助成事業」の予算を充当する。
(1) 一事業あたりの助成額の上限は**6万円**とする。
但し、各種競技会・大会への助成額の上限は**3万円**とする。
(2) 助成額は、**事業費の50%以内**とし、**事業報告後に助成金**を支払う。
- 7 実施方法
 - (1) 事業申請
事業助成を受けようとする加盟団体は、事業計画書（様式2）及び収支予算書（様式3）を高岡市スポーツ協会（以下「本協会」という）に提出する。
 - (2) 審 査 等
本協会のスポーツ推進部会において事業申請の審査を行い、各団体の助成額を査定する。
 - (3) 交付決定通知
本協会は、上記（2）に基づき助成額を決定し、当該団体へ通知する。
 - (4) 交付申請・期日
当該団体は、交付決定通知に従い改めて、事業実施1ヶ月前までに助成金交付申請書（様式1）及び実施要項を本協会へ提出する。
 - (5) 聴取及び視察
本協会は、必要に応じ、事業の実施状況を聴取および視察する。
 - (6) 報 告
当該団体は、事業終了後直ちに事業報告書（様式4・5）及び収支決算書（様式6）を本協会へ提出する。なお、支出に伴う領収書（コピー可）及び写真（活動風景が分かるもの）を添付するものとする。
 - (7) 特記事項
継続事業については、概ね3年をめどに財政自立を目指すよう努めることとする。